

令和8年度パラアスリート支援事業費助成 申請要領

1 趣 旨

公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)は、ロサンゼルス 2028 パラリンピック競技大会またはフランスアルプス 2030 パラリンピック競技大会、インスブルック 2027 デフリンピック競技大会、アテネ 2029 デフリンピック競技大会に静岡県ゆかりの選手が多く出場できるよう、静岡県が決定した支援選手が競技力向上のために行う強化活動を支援します。

2 申請できる人

令和8年度、静岡県が支援選手として決定し(以下「支援選手」という。)、静岡県との関係が確認できる書類を提出する人が申請できます。

3 支援の内容

支援選手が競技力向上のために支出する、強化活動に係る経費の自己負担分を補助上限額までの範囲内で補助します。

補助の上限額は別紙通知のとおりで補助率は要する経費 10 分の 10 以内です。

(1) 補助の対象とする経費

ア 補助対象が「旅費」と「負担金」の方

旅費	強化・育成のための合宿、遠征等に係る支援選手本人の交通費や宿泊費、有料道路料金、駐車場代。 支援選手に同行する監督(指導者)、トレーナー及び介助人の交通費や宿泊費(各1名まで。名簿必要) ※監督(指導者)やトレーナーは選手個人にのみ同行する者が対象です。チームや競技団体に同行する者は対象外です。 ※介助人は交付申請で必要性が認められた場合のみ対象になります。 ※国内の宿泊費は、実費の額にかかわらず、静岡県の条例等により規定された額(1泊11,800円)を上限とします。 ※自家用車使用の場合の旅費は有効日(遠征日及び前日か翌日)の証拠書があれば1kmあたり18円で計算します。
負担金	大会等参加費、強化遠征等の団体への負担金

注1) 補助の対象外となるものの例

- ・競技団体等の他機関から助成が出ている経費
- ・補助対象期間外の旅費等
- ・食事代、土産代
- ・記録証明書代、選手登録料、協会等登録料、パスポート申請費用

注2) 補助対象外の大会

- ・パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会
- ・社会参加や親睦、普及啓発等を目的とする大会(例 静岡県障害者スポーツ大会)

イ 補助対象が「報償費」「旅費」「使用料」「需用費」「役務費」「負担金」の方

報償費	外部指導者等に対する謝金
旅費	強化・育成のための合宿、遠征等に係る支援選手本人の交通費や宿泊費、有料道路料金、駐車場代。支援選手に同行する監督（指導者）、トレーナー及び介助人の交通費や宿泊費（各1名まで。名簿必要）。 ※監督（指導者）やトレーナーは選手個人の依頼による同行者のみ対象です。チームや競技団体への同行となっている場合は対象外です。 ※介助人は交付申請で必要性が認められた場合のみ対象になります。 ※国内の宿泊費は、実費の額にかかわらず、静岡県条例等により規定された額（1泊11,800円）を上限とします。 ※自家用車使用の場合の旅費は有効日（遠征日及び前日か翌日）の証拠書があれば1kmあたり18円で計算します。
使用料	施設の使用料、用具の賃借料
需用費	競技用品（競技に必要なもの。ウェア類は各2枚まで） 競技用具の改良や修繕（用具改良のため購入する部品、資材等を含む） テーピングテープ *10万円を超える競技用品の購入や修繕等については、注5）を参照。
役務費	競技用具（艇のような大型のものに限る）輸送料、振込手数料
負担金	大会等参加費、強化遠征等の団体への負担金

注3）補助の対象外となるものの例

- ・競技団体等の他機関から助成が出ている経費
- ・補助対象期間外の謝金や月謝、旅費等
- ・チームで使用する物品や会場費等
- ・強化活動以外の場面で使える汎用性のある備品・物品（例 パソコン、ビデオカメラ、カメラ、変圧器）
- ・治療器具（例 マッサージボール）、治療費（鍼灸マッサージを含む）、風邪薬、酔い止め、胃腸薬、入浴剤、マッサージクリーム
- ・サプリメント代、スポーツドリンク代、食事代、土産代、衣類等の荷物運搬費
- ・コピー代、郵券代、写真代、ファックス代、プログラム代
- ・記録証明書代、選手登録料、協会等登録料、パスポート申請にかかる費用

注4）補助対象外の大会等

- ・パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会
- ・社会参加や親睦、普及啓発等を目的とする大会（例 静岡県障害者スポーツ大会）

注5）10万円を超える競技用品の購入経費を補助の対象として希望する場合

助成申請書を提出する前に、別紙1「競技・トレーニング用具購入、修繕・改良等申請書」を必ず協会に提出し相談してください。補助の対象となるか県に確認して回答します。来年度以降、状況調査を実施します。

注 6) 30 万円以上の競技用品を補助の対象にした場合

法令等で定められている耐用年数の期間内に、協会の承認を受けないで助成の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付等することはできません。処分等の前に必ず協会までご連絡ください。

(2) 補助対象期間

令和 8 年 4 月 13 日から令和 9 年 3 月 1 日まで。もしくは選手としての強化活動を終了した日まで。(終了する場合は速やかに協会までご連絡ください。)

4 申請の方法

(1) 提出書類

ア 様式第 2 号「交付申請書」

イ 様式第 3 号「強化活動計画書」

ウ 様式第 4 号「強化活動のために必要な経費の内容及び額」

エ 静岡県との関係が確認できる書類

静岡県内に在住、在勤又は在学している又は静岡県出身等であることが確認できる書類を 1 通、提出してください。書類は下のとおりです。

「在住」住民票の写し

「在勤」「在学」社員証や学生証のコピー等

「出身等」卒業証書のコピー等

静岡県との関係が「主な活動拠点」のみの方は、県内の所属競技クラブの証明を提出してください。

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 28 日（金）必着

(3) 提出の方法

協会に郵送してください。封筒の表面には「パラアスリート支援事業申請書在中」と赤で書いてください。

≪郵送先≫

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内
公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会

5 事業計画の変更等

・ 必要な助成金の額が交付決定額より多くなる、または 20% を超えて減る場合

1 速やかに協会までご連絡ください。

2 1 の後、変更承認申請(申請要領 様式第 5 号と様式第 4 号)に必要事項を記入し協会に送付してください。

・ 助成交付辞退の場合

1 協会までご連絡ください。

2 助成交付辞退届(申請要領 様式第 1 号)を提出してください。

6 中間報告及び実績報告の提出と支払いの証拠書について

- ・提出書類は「中間報告及び実績報告要領」に定めるとおりです。
- ・中間報告は活動状況の調査です。中間での助成金の支払いはありませんので、ご注意ください。
- ・報告の提出締切は「中間報告・実績報告要領」で確認してください。
- ・助成金は、競技力向上のための強化活動にかかった経費のうちの自己負担額に対しての実績払いです。中間報告や実績報告には支払いの根拠となる証拠書（領収証等）の添付が必要です。別紙「支払いの根拠となる証拠書について」を確認し、手配したり大切に保管したりしておいてください。

7 助成金交付までの流れ

別紙のとおりです。

8 注意事項

- ・本事業以外に国、地方自治体又は団体等（以下「他の機関」といいます。）から強化活動に対する助成を受けている場合には、本事業による助成の対象となりません。ただし、他の機関の助成を受けてもなお、自己負担がある場合には、その部分を対象とします。この場合には、中間報告又は実績報告時に他の機関の助成額がわかる書類等の添付が必要です。ので、ご注意ください。
- ・その他不明な点があれば、協会にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

〒420-0856

静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内

公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会

電 話：054-221-0062

FAX：054-651-2600

E-mail：s-spokyo@za.tnc.ne.jp